

採用情報

HP 市政情報

市内学童クラブ臨時職員を募集

ID 1006695

勤務日時 月曜～金曜日の週5日正午～午後6時または午後0時30分～6時30分※学校休業日などは午前8時30分～午後5時15分。施設状況などにより午前8時からまたは午後6時30分までの勤務あり

勤務日時 月曜～土曜日のうち週5日午前10時～午後6時または午前10時30分～午後6時30分※土曜日は午前8時30分～午後5時45分。学校休業日は午前8時からまたは午後7時までの勤務あり。週休日は変則になります

勤務内容 学童クラブ児童の育成・指導

対象 次のいずれかに該当する方①小・中学校・幼稚園教諭免許または保育士資格有資格者②免許などはないが、それに相当する子育て経験などを有する

時給 ①1千260円②1千190円

その他 交通費支給(市の基準に基づく)、有給休暇あり、社会保険加入
申込 191・8686日野市役所2階子育て課へ履歴書、免許保持者は教員免許などの写しを郵送または持参
問 子育て課(☎514・8636)

平成30年度学童クラブ嘱託指導員募集

ID 1005406

詳細は応募要領(市役所2階子育て課および市HPからもダウンロード可)をご覧ください。なお、合格者は、採用候補者名簿に登載し、嘱託指導員に欠員が生じた場合に採用になります。

保険・年金

HP 暮らしの手帳

国民年金保険料の納付は口座振替のご利用を

ID 1007193

国民年金保険料は、まとめて前払いすると割引になります。

▼口座振替での納付

6カ月・1年・2年前納をすると現金納付より割引になります。また、毎月納付を「翌月末引き落とし」から「当月末引き落とし」に変更すると、月50円割引になります。

なお、平成31年度の保険料から6カ月(4～9月分)・1年・2年前納をご希望の方は、2月までに年金事務

安全・安心

HP 暮らしの手帳

交通安全共済「ちよこつと共済」に加入を

ID 1002561

交通安全共済「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を

出し合い、交通事故にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。手続きは簡単で、2コース(年額1千円と年額500円)から選べます。詳細は全戸に配布されるパンフレットをご覧ください。

共済期間 4月1日から1年間

対象 日野市に住民登録をしている方
その他 次の方は公費で一括加入(Bコース)しますので申込不要です①身体障害者手帳(1～6級)の方②愛の手帳(1～4度)の方③精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の方④児童扶養手当または育成手当の受給を受けている親と子(義務教育修了の子を除く)

申込 2月1日(金)から市役所1階三菱UFJ銀行派出所窓口、七生支所、市内各金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)で受け付け
問 防災安全課(☎514・8963)

年金支給日に防災行政無線で特殊詐欺被害防止を呼びかけます

ID 1010899

振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を防止するため、2カ月に一度の年金支給日に、被害の発生状況により、防災行政無線による注意喚起放送を実施します。昨年、市内では前年をはるかに上回る特殊詐欺被害が発生しました。年金支給日は、特に被害が集中する傾向があることから、詐

欺被害に遭わないよう呼びかけます。皆さまのご理解をお願いします。
問 日野警察署(☎58・0110)、市防災安全課(☎514・8963)

住宅

HP 暮らしの手帳

都営住宅入居者募集

ID 1008444

詳細は「募集のご案内」をご覧ください。

募集案内配布 2月4日(月)～13日(水)日曜日、祝日を除く)に市役所1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所で配布または東京都住宅供給公社HPからダウンロード可

申込 2月18日(月)(必着)までに申込用紙を郵送

問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター都営募集課(2月4日～18日☎0570・010・810、前記以外☎03・3498・8894※土曜・日曜日、祝日を除く)

市営住宅駐車場使用者募集

ID 1003414

市営住宅内の空き駐車場を入居者以外の方も使用できます。

場所 第一東光寺団地内(栄町3丁目)、下田団地内(石田2丁目)

対象 当該駐車場から2km以内に住んでいるまたは業を営んでいる方
費用 月額8千円
問 財産管理課(☎514・8156)

康保険制度改革に伴う規制緩和で、申請手続きの簡素化が認められました。

2月から、70歳以上の世帯の方は、一度申請いただくとそれ以降の高額療養費は自動で世帯主の口座に振り込まれるようになります。

申請簡素化の対象世帯は、70歳以上の方のみの世帯となります。

なお、70歳未満の方がいる世帯や国民健康保険税の滞納がある世帯は対象外です。

問 保険年金課給付係(☎514・8276)

消費生活センターから

ID 1010863

干し柿やメープルシロップなどのオーナー制度トラブルにご注意ください!

▼事例

5年ぐらい前から、通信販売で干し柿やメープルシロップなどを購入していたところ、商品と一緒に



「農産物等加工品のオーナーになると、半年ごとに利子を受け取れる」というパンフレットが同封されてきた。満期になると業者が商品を買取り、高額な利子がもらえるというのでオーナー契約をした。

何回かは契約通りに利息が振り込まれたので信用して契約を追加したが、昨年、業者から利息の振り込みが遅れるという書面が来て、約束の期日になっても振り込みがなかった。その後、業者と連絡がつかないが払った金は返金されるのか。

▼アドバイス

「オーナー制度」とは、業者が消費者と「買戻特約付き売買契約」を締結し、満期日を迎えると業者が買い戻すことにより買戻代金が消費者に支払われるという取引です。今回の契約は「半年で満期」を迎え「契約した金額の10%」を加算した買戻代金が設定されていました。

●「元本保証」「高額な利子」など他の取引と比較して有利な条件での取引は相当のリスクがあります。また、**投資には必ずリスクが伴います。**

●事業の実態が確認できない場合や契約内容が理解できない場合は契約しないようにしましょう。今回の場合、業者は倒産し、業者の破産管財人から破産手続開始通知書が届きました。支払った金の返金はほぼ困難という結果になりました。

取引に関して不審な点があった場合は、早めにセンターに相談しましょう。

契約トラブルは

日野市消費生活センター(☎581-3556※土曜・日曜日、祝日を除く9:30～12:00、13:00～16:00)
消費者ホットライン(☎188)